

学校法人藤田学園教員役職者の選任及び任期等に関する規程

平成9年規程第5号

施行 平成9年12月3日

改正 令和5年2月22日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人藤田学園理事会付議規則（平成24年規程第9号）に基づき、学校法人藤田学園における次条第1項各号に掲げる教員役職者の選任及び任期等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(教員役職者)

第2条 この規程における教員役職者とは、次の各号の「学長」及び「その他の教員役職者」をいう。

(1) 「学長」とは、藤田医科大学長をいう。

(2) 「その他の教員役職者」とは、医学部長、医療科学部長、保健衛生学部長、研究推進本部長、図書館長、学生部長、藤田医科大学病院長、藤田医科大学ばんたね病院長、藤田医科大学七栗記念病院長及び藤田医科大学岡崎医療センター病院長をいう。

2. 教員役職者は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、教育行政及び管理運営に関する識見を有する者でなければならない。

3. 選考の対象となる教員役職者が医療法（昭和23年法律第205号）上の特定機能病院の管理者であるときは、医療安全確保のために必要な資質及び能力並びに当該病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有する者でなければならない。

(学長候補者選考委員会)

第3条 学長の候補者の選考のため、その都度学長候補者選考委員会を設ける。

2. 前項の選考委員会の委員長は理事長をもって充てる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、委員長には、学校法人藤田学園寄附行為施行細則（平成8年規程第1号）第6条各号に掲げる理事を順に充てる。

(1) 理事長が学長の候補者であるとき

(2) 事故等により不在であるとき

(3) 3ヵ月以内に理事長の退任が予定されているとき

3. 副委員長は、委員長が理事長であるときは、理事長の指名する理事をもって充て、委員長が前項ただし書に基づく理事であるときは、当該理事の指名する理事をもって充てる。

4. 理事長は、求める学長像を第1項の選考委員会において提示することができる。

(教員役職者候補者選考委員会)

第4条 その他の教員役職者の候補者の選考のため、その都度教員役職者候補者選考委員会を設ける。

2. 前項の選考委員会の委員長は学長をもって充てる。ただし、次の各号のいずれかに該

当するときは、委員長には、理事長の指名する理事をもって充てる。

- (1) 学長が当該教員役職者の候補者であるとき
- (2) 事故等により不在であるとき
- (3) 3ヵ月以内に学長の退任が予定されているとき

3. 副委員長は、委員長が学長であるときは、理事長の指名する理事をもって充て、委員長が前項ただし書に基づく理事であるときは、当該理事の指名する理事をもって充てる。
4. 学長は、求めるその他の教員役職者像を第1項の選考委員会に提示することができる。

(選考委員会の構成と解散)

第5条 前2条の各選考委員会は原則として5名以上10名以内とし、委員長及び副委員長並びに委員長の推薦に基づき理事会の議を経て指名された委員をもって構成する。ただし、理事長が必要と認めるときは、委員の員数を当該時点の理事の定数まで増やすことができる。

2. 前項の委員の指名については、各選考委員会において公正妥当に選考が行われることに配慮して行う。
3. 理事会は、各選考委員会の構成員が候補者となったときは、当該構成員を委員会から除斥する。なお、理事会は、後任として新たに選考委員を指名することができる。
4. 各選考委員会は、当該教員役職者が任命された時をもって解散する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

2. 副委員長は、委員長を補佐する。

(選考の特則)

第7条 選考の対象となる教員役職者が、医学部長、医療科学部長又は保健衛生学部長の候補者であるときは、その選考については細則に定める。

2. 選考の対象となる教員役職者が医療法上の特定機能病院の管理者であるときは、その選考については細則に定める。

(候補者の審議)

第8条 各選考委員会は、候補者の選考に際し、原則として複数の候補者の中から審議する。

2. 選考委員会の審議の結果を受け、学長候補者選考委員会においては理事長が、教員役職者候補者選考委員会においては学長が、最終の候補者を決定する。
3. 前項の決定に際し、各選考委員会は、候補者の就任又は再任に条件又は期限を付することができる。
4. 選考委員長は、常務会を通じて理事会に対し、審議結果並びに最終の候補者及び前項に基づく条件又は期限を付したときは当該条件又は期限を報告しなければならない。

(教員役職者の任命)

第9条 理事会は、常務会での審議を経た後、最終の候補者について審議し、その審議結果に基づき理事長が任命する。

2. 第2条第1項各号に掲げる教員役職者以外の役職のうち、医学部副学部長、医療科学部副学部長、保健衛生学部副学部長については、当該部署の教員役職者の意見を聞き、理事会の議を経て理事長が任命する。
3. 第2条第1項各号に掲げる教員役職者及び前項の教員役職者以外の役職のうち、医学部学部長補佐、医療科学部学部長補佐、保健衛生学部学部長補佐、学科長、学科長補佐はそれぞれの学部の学部長が、当該学部の専任教員の中から推薦し、常務会の議を経て理事長が任命する。

(教員役職者の任期)

第10条 教員役職者（前条第2項及び第3項の役職を含む。以下この条において同じ）の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の任期途中で任命された教員役職者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項ただし書の場合において、その残任期間が2年を越える場合は1期とみなす。
3. 教員役職者の在任期間は2期を限度とする。ただし、各選考委員会が当該限度を越えることとなる候補者を推薦し、理事会が決議した場合は、理事長はこれを任命するものとする。
4. 第2条第1項の教員役職者（図書館長及び学生部長を除く）に任命された者は、その者の定年又は嘱託期間にかかわらず、その任期満了までその役職にとどまりその職務を遂行するものとする。ただし、第11条第1項第9号の議決がなされたときは、この限りではない。
5. 前項により役職者に任命された者で、理事長が理事会の審議を経て、当該教員役職者の任命に際し第1項の任期と異なる在任すべき期間を定めた場合はその期間とする。
6. 前条第2項及び第3項に定める教員役職者が所属する当該学部の学部長は、当該教員役職者の任期を自身の任期の終期と同一とすることができる。ただし、当該終期とするときは、学部長は、当該教員役職者の推薦を行うときに、あらかじめ終期を決定して推薦しなければならない。

(解任)

第11条 理事会は、教員役職者が次の各号のいずれかに該当すると判断されるときは、その議決に基づき、解任することができる。

- (1) 法令の規定又は寄附行為若しくはその他の規定に違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に違反したとき
- (4) 教員役職者としてふさわしくない非行があったとき
- (5) この法人の名誉若しくは社会的信用を傷つけ、又は傷つけるに足る行為をしたとき
- (6) この法人に多大な損害を与えたとき

- (7) その言動により、組織の運営又は業務に支障のあるとき
 - (8) 法令の改正、国の政策、理事長又は学長の交代などにより、教員役職者を刷新する必要があると認めたとき
 - (9) 前条第4項にかかわらず、教員役職者の定年又は嘱託期間の満了日の到来したとき
 - (10) 第8条第3項の条件又は期限を満たさないかその見込みがないとき
 - (11) その他前各号に準ずる行為が認められるとき
2. 学長を解任する場合の前項の議決は、「理事総数3分の2以上出席した理事会における、理事総数の3分の2以上の議決」と読み替えるものとする。

(改正)

第12条 この規程の改正は、理事会の決議による。

附則

- 1. 昭和53年9月1日施行の「学長選考に関する内規」は廃止する。
- 2. 平成元年9月1日施行の「学長等の選任及び任期に関する規程」は廃止する。
- 3. この規程は平成9年12月3日から施行する。
- 4. この規程に抵触する他の諸規程等は、この規程によって改正されたものとみなす。
- 5. 平成11年10月29日一部改正
- 6. 平成25年8月1日一部改正
- 7. 平成27年4月1日一部改正
- 8. 平成30年7月1日一部改正
ただし、第2条第1項第1号及び第2号の変更のうち、「藤田保健衛生大学」を「藤田医科大学」とする変更及び第2号の変更のうち、「坂文種報徳會病院」を「ばんたね病院」とする変更は、平成30年10月10日をもって発効する。
- 9. 平成31年1月1日一部改正
- 10. 令和2年4月1日一部改正
- 11. 令和3年7月28日一部改正
- 12. 令和4年9月28日一部改正
ただし、この改正は、令和4年4月1日に遡って適用する。
- 13. 令和5年2月22日一部改正